が第１次保証金として提供した額が第２次保証金に充当されるため、落札者が第２次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該落札者が提供すべき第２次保証金の額から当該落札者が第１次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

イ　第２次保証金の提供期限

第２次保証金の提供期限は、当該落札に係る入札の結果が公表された日の翌日から起算して２週間以内とする。ただし、年末年始等の期間が含まれる場合には、指定入札機関が当該期間を考慮して定める日までとする。

ウ　第２次保証金の返還又は翌年度の入札の第１次保証金及び第２次保証金への充当

指定入札機関は、落札者が当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、原則として、当該供給を開始した日の翌日から起算して３カ月以内に、当該落札者が提供した第２次保証金の額を、当該落札者（再生可能エネルギー発電事業者の変更の認定があった場合には、当該変更後の再生可能エネルギー発電事業者をいう。以下このウにおいて同じ。）に返還することとする。ただし、当該落札者が「⑶　保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当した場合においては、この限りでない。この場合において、当該落札者が「第６　２　落札者の認定の取得期限」で定める期限までに認定を取得できないときは、当該落札に係る事業計画について当該期限の経過後初めて実施される入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札することを条件に、１回に限り、第２次保証金を繰り越し、当該入札の第１次保証金及び第２次保証金に充当することができることとする。

エ　第２次保証金の提供に関する不備等

第２次保証金の提供期限までに第２次保証金の全額が指定入札機関に提供されていることを確認できない場合は、当該落札者の落札は無効とする。

⑶　保証金の没収に関する事項

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指定入札機関に関する省令（平成29年経済産業省令第５号）第６条に規定する入札実施指針に定める事由（以下「没収事由」という。）は次の表のとおりとし、没収事由に該当した場合に同条の規定に基づき国庫納付すべき額（以下「没収額」という。）はそれぞれ次の表のとおりとする。

	保証金の種類	没収事由	没収額
1	第１次保証金	「１　入札の実施方法⑸」の規定により入札が無効とされたこと。	全額
2	第１次保証金	入札参加者が入札したときから入札の結果が公表されるまでの間に入札参加資格に関する基準のいずれかに適合しなくなったこと。	全額
3	第１次保証金	当該入札参加者が落札したにもかかわらず、第２次保証金の提供期限までに第２次保証金の全額を提供していることが確認できなかったこと（入札における最後の順位の落札者が、入札した発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、バイオマス比率考慮後出力。第５号、第11号及び備考において同じ。）のうち一部について落札がなかったものとされ、その結果により事業を中止した場合を除く。）。	全額
4	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。	全額
5	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を20％以上減少させたこと。	全額
6	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、当該設備に係る太陽電池の合計出力を20％以上減少させたこと。	全額
7	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させたこと。	全額
8	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、当該設備に係る太陽電池の合計出力を３kW以上増加させたこと。	全額
9	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所を変更したこと。	全額
10	第２次保証金	当該落札に係る事業計画の認定取得期限までに認定を取得しなかったこと（当該事業計画について翌年度の初回の入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札する場合を除く。）。	全額
11	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を減少させたこと（当該減少が当該発電設備の出力の20％未満である場合に限る。）。	出力減少分相当額

備考　出力減少分相当額は、次の算式により算出された額とする。

Ａ×Ｘ÷Ｙ

この算式において、Ａ、Ｘ及びＹの意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

Ａ　第２次保証金の額

Ｘ　減少させた出力の値

Ｙ　落札した出力の値

⑷　不可抗力事由による第２次保証金没収の免除

大規模災害など落札前には予見することが困難な事象が発生した場合における第２次保証金の没収による事業リスクを低減し、健全な入札環境を整備するため、落札に係る再生可能エネルギー発電事業について第２次保証金の没収事由に該当する場合であっても、次に掲げるとおり不可抗力事由を適用することにより、第２次保証金の没収を免除することができることとする。

ア　不可抗力事由の範囲

不可抗力事由の範囲は、公共事業等による落札に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の収用、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第２条第１項に規定する災害（以下「激甚災害」という。）による直接の被害及び戦争等の武力の行使による直接の損害とする。

イ　不可抗力事由の適用による第２次保証金の没収の免除を受けるための要件

落札者が、第２次保証金の没収の免除を受けるためには、「⑷ア　不可抗力事由の範囲」に掲げる不可抗力事由に該当した上で、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければならないこととする。また、当該要件を満たしていることについて、経済産業大臣又は指定入札機関が行う現地調査による確認を受けなければならないこととする。

⑺　落札に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の収用が、当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業について第２次保証金の没収事由に該当せざるを得ない程度のものであること。